

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月10日(火) 午後1時30分～午後2時52分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員13人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		6番	上	根 慶 万
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員4人

15番	土	師	信	義
17番	岸	本		彰
18番	中	野	広	正
20番	藪	田	俊	博

4. 欠席委員 (3人)

7番	谷	口	貴	文
16番	上	田	芳	夫
19番	宮	本	裕	澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

8番 賀 山 圭 子

9番 飯 野 幸 義

日程第4 報告事項

①前総会(11月11日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

③議案第3号 農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について

④議案第4号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第8号について

日程第6 その他

①農地法上の農地としての認定について

②令和6年度農業委員会ブロック別特別研修会について

③2025年農林業センサスへの協力依頼について

④令和6年度岩美町農業委員会視察研修報告

⑤令和6年度利用意向調査の実施について

⑥目標地区素案作成スケジュールについて

⑦タブレットの導入について

6. 農業委員会事務局職員

局長 補佐	前 田 悟 史
主 任	松 本 享 子

事務局	<p>ただいまから令和6年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますけども、本日の出席委員は14名中13名ということで、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告させていただきます。</p> <p>7番の谷口委員、16番の上田推進委員、19番の宮本推進委員からは欠席する旨の連絡をいただいております。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、会長のほうから挨拶のほうをお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。</p> <p>12月に入りまして、あと一か月足らずで今年も終わりになります。健康で静かなよい年を迎えますようにお祈りしておるところであります。</p> <p>11月28日に東京で全国の農業委員会の会長、代表者会議がありました。そこで、要望、要請の議決がありここに資料があります。内容については事務局のほうへ置いておきますので見ていただければと思いますけれども、要請事項の中には新たな食料・農業・農村基本計画と令和7年度の農業予算の確保に対する要請ということで3項目ほどの要請をいたしました。食料の安全保障の強化であるとか、それから予算関係の要請、経営・人材対策の強化に対する要請、農村の対策等に対する強化というような要請をいたしました。それから、申合せ事項ですけれども、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」ということで、農業委員会として地域計画の作成の推進、日常的な最適化の推進の実施をしましよというふうな申合せをして終わりました。資料を事務局のほうへ置いておきますので、見ていただければというふうに思います。</p> <p>では、議事のほうに入らせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましては会長のほうが議長を務めることとなっておりますので、以後、議長のほうをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、まず議事録署名委員の決定ですけれども、いつものとおり私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、8番の賀山委員と、それから9番の飯野委員にお願いをします。</p>

よろしく申し上げます。

議 長

では、報告事項に入らせていただきます。

まず、前総会のでんまつ、それから農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、3ページをご覧ください。

前総会、11月11日総会のでんまつについてご説明いたします。

1点目、3条2件2筆ということで、新井地内及び岩井地内の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認していただきましたので、11月12日付で許可書を譲受人、譲渡人に送付しております。

2点目、農用地利用集積等促進計画第7号ということで、8件23筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で11月12日付けで町のほうに回答をしております。

でんまつについては以上です。

続きまして、4ページ、5ページをご覧ください。

今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは2件5筆となります。こちらは、機構と耕作者の間の権利設定を付け替えのために合意解約をするもので、今後の耕作者については後ほど議案第4号のほうでご説明させていただきたいと思っております。

説明は以上です。

議 長

報告事項が終わりました。

皆さんのほうで何か質問がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

それでは、第1号議案、事務局、説明のほうをお願いします。

事務局

議案資料6ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」。

下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めます。

説明は担当のほうからさせていただきます。

事務局

今回、2件2筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。

まず、1件目についてご説明します。

申請者は、岡山県久米郡美咲町の*****さんです。申請地は大字大谷****
**、登記地目は畑、現況は原野となっております。面積は404平米で
す。平成15年頃より耕作を放棄したことにより雑草が繁茂し原野となっ
ているということで、証明は澤委員さんにいただいております。

資料1のほうをご覧ください。

1 ページの塗り潰しの部分が申請地です。

2 ページ目に現況写真を添付しております。長いこと耕作をされていな
いんですけれども、草のほうはそれほど伸びておりませんが、傾斜や凸凹
があるような状態となっております。北側、東側、南側をぐるっと墓地が
囲んでいるような形になっておりまして、道路を挟んだ西側にも墓地とち
よっと農地があるような形で、積極的に利用されているという感じではな
くて、なかなか今後の利用、耕作の見込みは見込めないかなというふう
に考えられます。

次に、2件目についてご説明いたします。

申請者は、東京都大田区の*****さんです。申請地は浦富の*****、登記
地目は畑で現況は原野となっております。面積は20平米です。父の死
後、約20年前から管理をしておらず原野となっているということで、証
明は米村委員さんにいただいております。

資料の2をご覧ください。

1 ページ目、かなり小さいですけれども、ピンク色のところが申請地で
す。

2 ページ目に現況写真をつけております。見た目でも分かるぐらい草が
繁茂しているものです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

皆さんのほうから質疑を受けたいと思いますが、大谷のほうの現況につ
いて澤さんと、それから浦富のほうは米村さんをお願いします。

11番

大谷の今回の*****なんですけども、先ほど事務局のほうの説明にあり
ましたように、地図を見て左側、西側が道路があって、北、東、南とぐる
りと墓地に囲まれております。以前は畑として使っておられたと思うん
ですけども、長いこと使っていないような感じです。ぐるりと農地以外のもの
になっていますので、非農地でいいのかなというふうに思っております
し、作るにしても水の便がちょうど悪いところで、こちら辺は、なかなか
大変じゃないかなということをおっしゃるので、非農地証明申請につ

いてはサインをさせていただきました。

以上です。

4 番

11月11日に事務局、推進委員、私と3名とで現地確認に行きました。資料2の裏側の写真にあるとおり、ずっと管理されていない様子でした。偏狭な土地というか狭い土地でありますし、隣が墓地、その周りも家に囲まれているようなところで、これから耕作するということは考えにくいと思いますので、非農地でよいと思います。

以上です。

議 長

2件の報告がありました。

皆さんのほうでご意見、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第1号の非農地の証明について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で可決されました。

議 長

それでは、第2号議案のほうに入らせていただきます。

事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

議案資料7ページをご覧くださいと思います。

議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理しましたので、許可について採択を求めます。

説明は担当のほうからさせていただきます。

事務局

今回、2件8筆の申請を受理しております。

まず、1件目について説明をいたします。

申請地は大字大谷****、面積が460平米、登記地目は畑となっております。申請者は、譲受人は所在地が大谷****の****さん、譲渡人は大谷の****さんです。権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料3の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地で、その東側が法人の所在地です。

資料3の2ページの許可要件についてですけれども、今回は法人のために農地所有適格法人ということの確認をしておりますので、確認事項が多くなっております。また、今回は令和6年6月に立ち上げた法人であり、新規に農業に参入されるということから、この後報告させていただきますけれども、事前に農地部会のほうで審議をしております。ここに上げておりますのは申請書から読み取れる部分となっておりますけれども、この後の農地部会の報告と重複する部分が多いので、農地部会の結果報告の中で併せて説明をさせていただきたいと思っております。誓約書についても提出いただいております。

それから、申請地の現状及び今後の予定についてですけれども、申請地はこれまでは畑として利用されており、引渡し後も同様に畑として利用するため、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。サツマイモ、長芋、ピーマンなどを作付予定とのことですよ。

売買価格ですけれども、*****円ということで、10アールあたりに直しますと約*****円となっております。

議長

2件ありますけど、1つずつ説明のほうをさせていただいてから話りたいと思っておりますので、まず山本部長のほうから。

3番

第2回の農地部会協議結果の報告という資料がありますのでそちらをご覧ください。

12月4日の日に10時から、協議結果ということで、新規参入法人の農地法第3条許可申請についてということで、この申請者である*****の*****さん、それとそれの付添人、*****の*****さんを農地部会のほうにお呼びしまして聞き取りを行いました。申請内容及び面談により、いろいろ農地部会のほうで聞き取りをしていただきました。この2名についてもちゃんと回答していただきまして、協議の結果、許可相当であると判断しました。

以上です。

事務局

部会の内容について詳細を説明させていただこうと思っております。

1ページをご覧ください。

今回の申請法人さんについてですけれども、*****で、*****が*****さんで、大谷に所在地を置いておられます。設立が令和6年6月6日で、資本金*****円の発行株式数*****株というところですよ。

今回、農地部会を開かせていただいたのは、5ページ、6ページについております、岩美町農業委員会が作成した審査基準の6ページ目の(2)

総会前に農地部会を開催し、譲受人の出席の下で許可申請書及び農業経営計画書を十分に審議するものとするというのが新規就農者であるとか新規参入の場合の定めになっておりますので、これに基づいて農地部会を開催させていただきました。

法人さんの場合は個人さんと違って農地所有適格法人であるということが1つの要件になっておりまして、3ページのほうにその条件をつけさせていただいております。今回、新規に立ち上げたばかりの法人さんで、実績がないということで、そういう場合どう判断するかということの国の回答を4ページのほうにつけております。出していただいた書類で判断するということですが、なかなかそれだけでは難しいので、いろいろお伺いしたという形になっております。

1ページに戻っていただきまして、これまでの経過をつけておりますので、そちらをお読み取りください。

まず、いろいろお伺いする前に、農地所有適格法人であることでいろいろ義務とかがあるので、そのことについて申請者さんのほうに確認をして了解を得ました。その3点というのが、農地所有適格法人となった場合には毎年国への報告事項があるということと、それから法人が耕作を行わなくなったり農地所有適格法人の要件を満たさなくなった場合には農地を手放さなければいけませんということ、それから仮に許可となっても正当な理由なく耕作放棄してるような場合には許可を取り消す旨の条件が付きますよという3点をご了承いただきました。

2ページ目のところにその審査事項として3条関係と農地所有適格法人関係を入れてあります。

まず、通常3条関係ですけども、全部効率利用要件ということで、農業経験は、*****のほうの出身で、そちらで農業をされていたということで30年程度。機械の保有状況はトラクター1台で、乗用の40馬力のもので*****に置いていらっしゃるということです。それから、労働力は1名で、代表取締役の方ですが、*****の方に手伝ってもらえるという状況だということです。それから、農地の保有とか耕作状況ですけども、所有地はなしですが、地元のほうで畑を借りて耕作しているということでした。それから、常時従事要件ですが、従事日数が300日、10か月というふうに書かれていましたし、ほぼ毎日来てやっているということです。現地も今、耕作されている状態に既になっています。それから、通作距離ですけども、事務所の所在のところからはすぐなんですけれども、ご自宅は鳥取市の*****のほうで、車で15分から20分という形です。地域との調和要件については、農薬使用や共同作業について、畑として利用し、地域と連携してやっていくということで伺っております。

それから、農地所有適格法人の関係の利用要件ですけども、3ページのほうにその要件を書いていますけれども、まず法人形態というところ

で、株式会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社とありますが、今回、株式会社で、公開会社でないということに当てはまりますので、こちらの要件は満たしております。それから、事業要件ですが、基本的には主たる事業が農業であって、売上高の過半が農業の関係のものであるということになってはいますが、今回は農業をメインにするということで、ほかの収入はない見込みですので、こちらも満たしております。それから、議決権要件。代表取締役1名が株式全部を持って議決権を全部持っていたらしゃるので、農業をする方が全部議決権を持っているという状態で、こちらも満たしております。それから、役員要件。役員の過半が法人の行う農業に常時従事する。原則150日ということになってはいますが、これも役員がお一人、社長さんのみなので、こちらも満たしていらしゃいます。

ということで、そのほか、その下のところにいろいろお伺いした内容を載せております。基本的には、息子さんのほうがアウトドア施設をされるということの中で、農業体験ということをして見たらどうかという中で、農業経験があつて砂地で農業をしたいという意向があつたお父様のほうで法人を立ち上げて、農地を取得してやろうということで、今回の申請となったということです。*****のほうは、今、内装工事中ということで、まだ実際の事務所の設置にはなっていないようです。お伺いした感じも、*****の方が答えることも多くて、*****と密接に連携しており、手が足りないときは*****の社員さんが手助けして、*****の社員さんは*****さんから農業知識を引き継いでやっていこうということのようです。

最初に賃貸借じゃなく所有権移転はなぜですかということもお伺いしたんですけども、真剣に農業に向かっていたいと。また、所有することのほうが自由度が高いということをおっしゃっていました。これからも事業を広げていきたいと思つておつて、所有の下でしっかり農作物を作っていきたいという説明でした。

それから、法人の事業目的として農業以外のものも幾つか上がっているんですけども、こちらについては司法書士のアドバイスもあり、実施する可能性のあるものをひとまず全部列挙しているだけで、今のところ農業をメインで考えているということでした。

それから、報酬について、今、1年目の売上げが*****円とかつていう計画なんですけれども、面積はまだ少ないので報酬はまだ出せないけれども、何年かかけて利益が出るようにしていきたいということでした。

それから、販売先としては、地元で酒屋をやっているのもその得意先であるとか、アウトドア施設と連携したもぎ取りサービス、それから道の駅や*****さんの取引先などを考えているということです。

それと、現在遊休農地となっている部分を含め、今後、周辺の農地を買って広げていく考えがあると。ある程度広さがないと商売にならないとい

うこともおっしゃっていましたし、オーナーの意向もあるができれば所有権移転で進めていきたいと考えているということでした。

それから、水についてなんですけれども、*****のほうの事業でも水が必要であり、既存の井戸の調査を行い、枯れているようなら新しく井戸を掘ることも考えているということでした。

それから、農業関係の事業支援、補助金を受けることも考えているということ。

それから、ハウスの設置とかについても聞いたんですけど、現在のところは考えていないが今後検討したいということでした。

聞き取りで得た内容については以上です。

議 長

じゃあ、澤委員さん。

1 1 番

現地は、ずっと前、昔は葉たばことかを地元の方が作っておられて、葉たばこと、あと綿花、作っておられて、この所有者の方も作っておられましたけども、両親がもう高齢化して、今は作っておられません。今回のこの事業について、この一帯がずっと荒れた農地が多いので、農地をまた新たに活性化させるというか、そういう面ではいいんじゃないかなというふうに私個人は思っております。

以上です。

議 長

説明が終わりました。

それでは、続いて2番目をお願いします。

事務局

続きまして、2件目についてご説明いたします。

議案は8ページをご覧ください。

申請地は大字高住*****、面積が1,656平米で、同じく高住の*****、面積が446平米、同じく*****、面積479平米、同じく*****、面積290平米、高住の*****、面積が526平米、同じく*****、面積が676平米で、6筆とも登記地目は畑で、合計が4,073平米であります。

申請者は、譲受人が長谷の*****さん、譲渡人は高住の*****さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料4の1ページをご覧ください。

地図には入っていませんけれども、申請地の左側、西側のほうに高住の集落がありまして、右側、東側に梨園の団地があります。高住の集落を抜けて、その団地に向かう途中で申請地があります。

資料4の2ページです。

(1) 許可要件について。全部効率要件の農業用機械については、トラ

クター1代、スピードスプレーヤー——これは農薬散布機だそうです——2台、トラックが1台ということです。高住の現地の約3町2反で梨を栽培しておられて、田んぼを4筆持っておられますけれども、この約6反は担い手に貸付けをされております。長谷のほうに小さな田んぼがあるのでありますが、こちらは保全管理等を行っているとのこと。常時従事要件は、本人が320日、そのほか臨時雇用の方が5名ということです。そのほか、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定についてですが、これまで梨畑として利用されており、今後も梨畑として利用する予定のため、周辺農地に影響はありません。売買価格は全体で*****円で、10アール当たりが約*** **となります。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

高住のほうの、奥山委員さん。

10番

10月24日木曜の9時から現地の確認に行ってきました。私と推進委員さんと、それから事務局と3人で行ってきました。*****さんが譲渡人なんですけども、その畑って書いてありますが、全部これは果樹園でした。それから、資料4の2ページ目の一番下のところに、引渡し後も梨畑として利用するっていうふうに*****さんが言うておられましたが、この地図の、資料4の地図の斜め下のほうは*****さんがちょうど梨を作っておられるところで、そこにもちょっと行って様子を見せてもらってききましたが、何人かで梨を一生懸命収穫されていました。

以上です。

議長

事務局から補足がありますので。

事務局

すいません、このたび譲渡人の*****さんなんですけども、この方、認定農業者として梨を作っておられます。このたび農地法の所有権移転をする経過としましては、以前からこの土地は日当たりが悪くて非常に能率が悪い土地だということで、もう廃園するかもっていうようなことを考えておられたようですけども、このたび*****さんのほうが、そこは今、大体新雪梨を植えてますけども、今度は王秋梨に替えるような事業を入れて、*****さんのほうが王秋梨をメインにそこでは栽培していきたいという意向があることから、*****さんのほうから*****さんのほうに所有権を移転する。今後は*****さんのほうが王秋梨をそこで栽培していくというような予定だということのようですので、ご理解いただけたらと思いますので

<p>議 長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>説明が終わりました。 皆さんのほうで質疑等ありましたらお願いします。いいですか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ないようですので採決のほうをさせていただきます。 議案第2号の所有権移転について賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成です。可決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、続きまして議案第3号についてに入らせていただきます。 事務局のほう、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案資料の9ページをご覧いただきたいと思います。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可事業計画変更申請書の審議について」。</p> <p>令和4年11月9日付で農地法第5条第1項の規定による許可を受け、 令和6年7月30日付で変更承認された転用事業について、下記のとおり 事業計画変更申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員 会の意見を求めます。</p> <p>説明は担当のほうからさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案9ページ、10ページになります。</p> <p>このたび令和4年11月に許可を受けて、その7月に変更承認を受けた 浦富地内の5条転用の変更申請書を受理しております。議案につきまして は、変更部分のみを括弧で示しており、そのほかは4月の変更申請書と変 更しておりませんので、記載が分かりにくいですが、申請地については当 初計画の地番と地目を掲載しております。申請地は浦富の*****、2、 999平米と、同じく*****の3、029平米。それから、10ページの ほうの浦富の*****の3、009平米です。申請当時は3筆とも田でし た。今回の変更申請をしたのは*****さんの部分で、*****や*****につい ては変更はございません。転用目的は、7月の変更承認時のものを括弧 内、今回の申請内容をその上のほうに記載しております。内容としては、</p>

9ページの*****の集合住宅が建築条件付の6区画の宅地分譲になっております。それから、10ページの*****のほうについても、集合住宅2棟という計画だったんですが、そのうち1棟を3区画の建築条件付の宅地分譲にするというものでございます。

資料5の3ページをご覧ください。

位置図のほうの赤い部分が今回の*****さんの所有する部分になります。ピンク色の部分は前回の変更申請で*****さんに売却した部分になりますので、今回の申請とは関係ないところになります。

4ページのほうに土地利用計画図がついているんですけども*****の上の黄色い部分と、それから赤い部分が*****さん。それから、*****のほうの黄色い部分が*****さんの部分になっています。そのうちの今回変更する部分が黄色い部分という形です。7月の変更申請時には、ここに集合住宅を建てる予定になっていました。

資料5の1ページのほうをご覧ください。

概要を、口頭で説明した内容のほうを記載しております。前回の変更申請時の説明資料を基に作成しております、赤い部分が今回の変更箇所となっております。変更箇所の説明をさせていただきます。

まず、土地の所在についてですが、*****の所有地の部分に赤い下線を引いております、合計のほうを記載しております。

4の転用目的につきましては、集合住宅2棟を建築条件付の宅地分譲用区画として、また区画道路を整備するということを記載しております。

それから、販売時期等について記載してはありますが、建築条件付としての販売期間が令和7年7月から9月頃。その分譲地が売れ残った場合は建て売り住宅に切り替えて、令和7年10月から令和8年1月頃に住宅を建設するという計画となっております。

変更理由につきましては、ドラッグストアの建設が始まり、利便性が高まることを見込まれることから、地元のハウスメーカーや戸建て住宅を希望する方からの問合せが多くなっていると。また、近隣には他社による集合住宅の供給が進んでいることから、将来的に集合住宅への入居稼働率の低下が懸念されると。戸建て住宅を検討されている方へ住宅供給をするほうが、地域への定住、活性化に資すると考えられるというところから、宅地分譲への変更をしたいということでございます。

2ページの6の一般基準のところの他法令の許認可ですけれども、1回29条の開発行為の許可をいただいているんですけども、今回の変更により新たに道路を造る部分が出てくるということで、*****部分の変更申請が必要になったということで、その部分について事前協議を実施したというふうに伺っております。

それから、規模の妥当性ですけれども、集合住宅3棟を1棟及び建築条件付の宅地分譲にするということと、それから区画道路ということで、土

地利用計画図から妥当な規模であると考えております。

それから、資金調達計画ですけれども、事業費のほうは宅地分譲の場合の売れ残った場合に建て売り住宅をする必要があることから、住宅9棟分の建築費として*****円、集合住宅の建築費が*****円、飲食店の建築費が*****円、上下水道の工事費のほう*****円、その他経費で*****円ということで、合計*****円となっており、事業費に見合う額、*****銀行の残高証明が添付されています。

また添付図面として、3ページのほうに位置図と農地区分決定根拠、4ページ、5ページに土地利用計画図、6ページに集合住宅の平面図、7ページのほうに立面図をつけております。申請書のほうには9棟分がついておりますが、全て同じものでしたので1棟について添付しております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問がありましたらお願いします。

1 3 番

変更部分の建築費、戸建て9棟、*****円。これは9棟全体で。1棟当たりでなくて。1棟当たりが*****円ぐらい。

事務局

一応それもお伺いしたんですけれども、結局それをしないかもしれないんで、一番安い額で計画をされているということでした。

1 3 番

分かりました。

議 長

そのほかありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。
議案第3号の案件について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

議 長

では、続きまして第4号議案のほうに入らせていただきます。
説明をお願いします。

事務局

議案資料の11ページをご覧いただきたいと思います。
議案第4号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第8号について」。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、
委員会の意見を求めます。
説明は担当からさせていただきます。

事務局

議案の12ページのほうに農用地利用集積等促進計画の案をつけております。
各地区の図面につきましては、資料6をご覧ください。
今回の計画案につきましては、更新が2筆で再設定が3筆、付け替えが5筆となっております。
付け替えについては報告事項の2でご報告した5筆でして、*****さんが借りていた蒲生の蒲生田の2筆を*****さんが、*****さんが借りていた蒲生の新宮田の3筆を*****さんが借りる計画となっております。
今回は、賃借権によるものが9筆1万5,574平米、使用貸借によるものが1筆360平米、合計10筆1万5,934平米でございます。
簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑に入りたいと思います。
では、番号1番の*****の促進計画に質疑がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。
それでは、2番の*****さんの促進計画に質疑を求めます。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、では2番の*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成であります。

それでは、3番、4番の*****、*****さんの促進計画でご意見のある方。

1番

解約の後、付け替えが3件上がってるんですけど、この賃借料のほうの付け替えの変更っていうのはなかったんでしょうか。付け替える際の。第18条第6項を受けて解約をかけといて付け替えてるんですけど、その折に賃借料の変更とかはなかったんですかね。

事務局

小作料の変更がなかったかどうかということですかね。ちょっと確認してきます。

10番

すいません、今ちょっと時間があるみたいなんで。この付け替えって何かなと思って。

事務局

担い手の耕作される方が替わる場合ですね。

地権者と機構との間の契約はそのまま、今度は機構から担い手の方への配分をAさんからBさんへ替えるっていうのが付け替えです。

10番

ありがとうございます。

事務局

報告させていただきます。

事務局

*****さんから*****さんのほうは変更なしですけども、*****さんから*****さんの分は*****円から*****円に変更です。

事務局

今後そういった軽微変更みたいなことも報告させてもらったほうがよろしければ、そのようにさせていただきますけれども。

1番

軽微変更で多分処理はしてると思うんですけど、受け手が変わって単価が変わったというのは皆さん分らないんで、そのあたり、賃借料もちょっと入れてもらったらなど。説明の折に。

事務局

できる限り書面に出すかどうか分かりませんが、そういう付け替えの場合の軽微変更的なことで重要と思われることについては町のほうから報告をさせていただきますけれども。

こちらのほうの重要だと思われる場合。ですので、何か聞きたいことがあれば同じように聞いてもらったほうがいいと思います。そういうふうにさせてください。

議 長 よろしいですか。そのほか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、3番、4番の方の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

議 長 それでは、議案のほうは終わりましたんで、その他のほうに入らせていただきます。

事務局のほう。

- 事務局
- ①農地法上の農地としての認定について
 - ②令和6年度農業委員会ブロック別特別研修会について
 - ③2025年農林業センサスへの協力依頼について
 - ④令和6年度岩美町農業委員会視察研修報告
 - ⑤令和6年度利用意向調査の実施について
 - ⑥目標地図素案作成スケジュールについて
 - ⑦タブレットの導入について

議 長 1月の農業委員会は1月16日、13時30分からでお願いします。